
著作權課



令和2年改正著作権法による
「侵害コンテンツのダウンロード違法化」
について

「侵害コンテンツのダウンロード違法化」（令和2年改正著作権法）について

1. 経緯

- 令和2年通常国会において、インターネット上の海賊版対策を強化するための著作権法改正が成立。「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に係る改正事項が令和3年1月1日に施行された。
- 改正法附則（第2条）では、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関して、国及び地方公共団体が、学校等における教育の充実等を図らなければならないこととされている。
- 令和2年12月25日付けで、文化庁・文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して、普及啓発・教育の充実等を依頼する通知（『改正著作権法による「侵害コンテンツのダウンロード違法化」の施行について』）を发出。

2. 改正の趣旨・概要

- 近年、インターネット上の海賊版による被害が深刻となっている状況を踏まえ、著作物全般について、一定の要件の下、侵害コンテンツをダウンロードする行為を違法化・刑事罰化することとした。
- その際、海賊版対策としての実効性を確保しつつ、国民の正当な情報収集等を萎縮させないため、①侵害コンテンツであることを知りながらダウンロードする場合のみを違法とするとともに、②漫画の1コマ～数コマなどの「軽微なもの」をダウンロードする場合など、一定の場合には違法とならないよう措置している。
- 違法となるダウンロード行為のうち、正規版が有償で提供されている著作物の侵害コンテンツを反復・継続してダウンロードする場合には、刑事罰の対象にもなる（権利者が告訴すれば、罪に問われる可能性）。

3. 普及啓発・教育の充実

- 国及び地方公共団体は、改正法附則第2条に基づき、未成年者を含む国民が侵害コンテンツのダウンロードの防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、普及啓発・教育の充実を図る必要がある。
- 文化庁では、法改正のポイントを分かりやすく解説したリーフレットや、詳細なQ&A、著作権広報大使である「ハローキティ」を活用した啓発動画等を作成・公表している（下記URLを参照）。これらも活用しつつ、様々な機会を通じて重点的に周知等を行っていただきたい。

【「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関する各種情報について】

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/92735201.html>

ちょっと待って!

そのダウンロード、 違法かも?

海賊版は読んじゃダメ!
そのわけを
両津勘吉と学ぼう!!



インターネット上の海賊版対策のための著作権法改正
(令和3年1月1日からスタート)

©秋本治・アトリエビーだま / 集英社

ダウンロードも違法なの?

インターネット上に違法に掲載された「海賊版」
だと知りながら漫画などの著作物をダウンロードすることは、
個人で楽しむためであっても違法
です。犯罪になる場合もあります。

海賊版が利用されるとどうなるの?

正規版の漫画などが売れなくなり、漫画家などの
クリエイターが収入を得られなくなります。
その結果、新たな面白い作品が生まれなくなって
しまいます。

どうすれば良いの?

海賊版だと思ったら、絶対に利用しないでくだ
さい。正規版を利用しましょう。
無料で、正規版の漫画などを読めるアプリなども
たくさんあります。



著作権法改正のポイント

1 全ての著作物が対象となります！

海賊版のダウンロードが禁止される著作物の種類が、音楽・映像から**全ての著作物に広がります。**

(例) 漫画、小説、論文、写真、新聞、イラスト、
コンピューターソフトなど



2 海賊版だと知りながらダウンロードを行うと違法となります！

違法にネットに掲載された**海賊版だと確実に知りながらダウンロードすると違法となります。**
海賊版かどうか分からない場合や、正規版だと誤解した場合には違法となりません。



3 違法とならない例外があります！

- 【例外1】スマホでスクリーンショットを撮る際に違法な画像が入り込む場合
- 【例外2】漫画の1コマ～数コマなど、作品のごく一部分の「**軽微**」なダウンロードの場合
- 【例外3】同人誌などの「**二次創作・パロディ**」のダウンロードの場合
- 【例外4】権利者の利益を不当に害しない「**特別な事情**」がある場合

4 罪に問われる場合もあります！

正規版が有償で提供されている著作物の海賊版を**反復・継続してダウンロードした場合**、権利者が告訴すれば、罪に問われる可能性があります。
(2年以下の懲役・200万円以下の罰金)



Q なぜダウンロードまで規制するの？

違法にネットに掲載する人が一番悪いのですが、**海賊版をダウンロードする人も、漫画家などのクリエイターに損害を与えています。**海賊版をダウンロードする人が沢山いると、違法にネットに掲載する人もいなくなりません。

このため、違法なネット掲載だけでなく、**海賊版のダウンロードもセットで規制していく必要があります。**

Q 海賊版かどうか分からない場合はどうすれば良い？

海賊版かどうか分からない場合は、ダウンロードしても違法にはなりませんが、**海賊版だと思ったら、利用しないようにしましょう。**

正規版のサービスには、基本的に**右記のマークが付いているので、これを目印にすれば、安心して著作物を利用することができます。**



漫画や書籍等には「**ABJマーク**」



音楽・映像には「**エルマーク**」

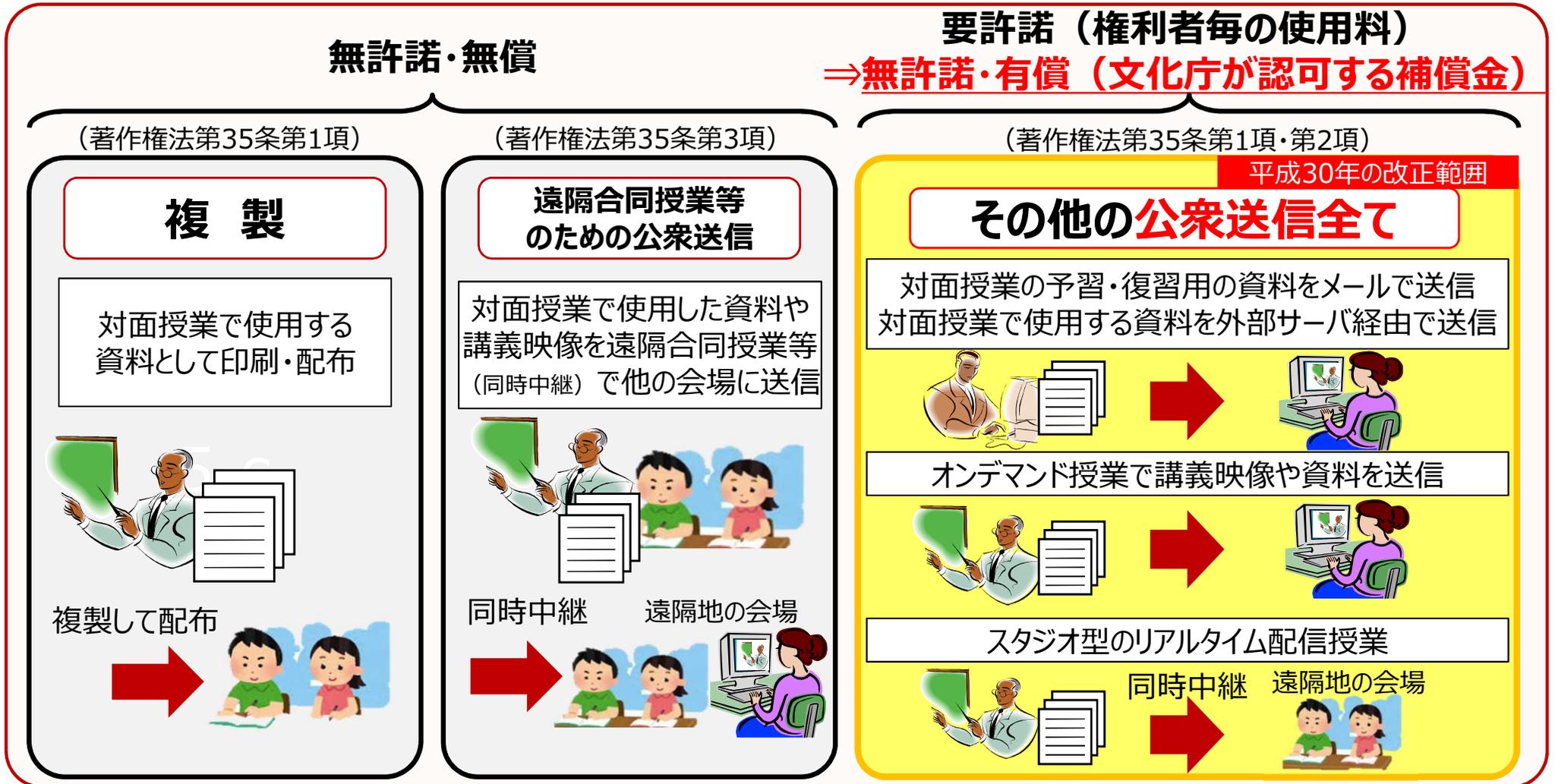
正規版の利用が「**文化**」を育てる！



授業目的公衆送信補償金制度の 本格実施について

授業目的公衆送信補償金制度の概要

- ICTを活用した教育を推進するため、**著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス**をとった制度。補償金を一括で支払うことにより、著作物を**無許諾利用**できる範囲が**拡大**。



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合には、別途許諾が必要です。

- あらゆる種類の著作物利用についてワンストップの指定管理団体を通じ権利の一括処理が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、**教育などの未来への投資**に生かす。
- 一方、作家や作曲家などクリエイターへの対価還元により次なる創作を促す。

許諾権の制限と**ワンストップの窓口**
コンテンツの**定額利用サービス**

学校など
教育機関の設置者※1



- **利用のための許諾が不要**
⇒権利者を探さなくていい
⇒利用を断られない
- **早くて簡便な手続**
⇒授業準備に余分な手間を取らない
⇒教員や児童生徒は手続き不要

補償金の
支払い



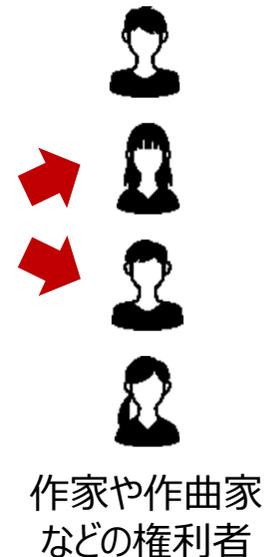
**1人年間数百円
(珈琲1杯分) 程度
で何度でも利用可能**

指定管理団体※2

授業目的公衆送信
補償金等管理協会
(SARTRAS)



分配業務受託団体
(著作権等管理事業者等)



作家や作曲家
などの権利者

(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)

※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。

指定管理団体（SARTRAS）について

- 授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できる（著作権法第104条の11）。
- 2019年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for
Public Transmission for School Lessons

略称：**SARTRAS（サートラス）**

設立：2019年1月22日設立

代表理事：土肥一史

（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）



〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受け権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕

- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の1 3 第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受け権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

社員一覧

（2020年1月末時点）

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版粋会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムについて

- 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」として、権利利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。
- 2018年度より、①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされている。
- ③について、「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」を2020年12月に公表。

総合フォーラム

専門フォーラムからの検討結果を議論

2018年11月開始



専門フォーラム

- ① 教育利用の補償金の支払等について
- ② 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について
- ③ 著作権法の解釈に関するガイドラインについて
- ④ 補償金制度を補完するライセンス環境について

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの構成団体・構成員例

利用者側（総合フォーラム委員）

- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 日本私立小学校連合会
- 日本私立中学高等学校連合会
- 一般社団法人国立大学協会
- 日本私立大学団体連合会
- 一般社団法人公立大学協会
- 国立高等専門学校機構
- 全国公立短期大学協会
- 全国専修学校各種学校総連合会

権利者側

- 一般社団法人日本写真著作権協会
- 一般社団法人日本書籍出版協会
- 日本放送協会
- 協同組合日本脚本家連盟
- 一般社団法人日本雑誌協会
- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- 一般社団法人日本音楽著作権協会
- 一般社団法人日本レコード協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本美術著作権連合
- 公益社団法人日本文藝家協会
- 一般社団法人学術著作権協会

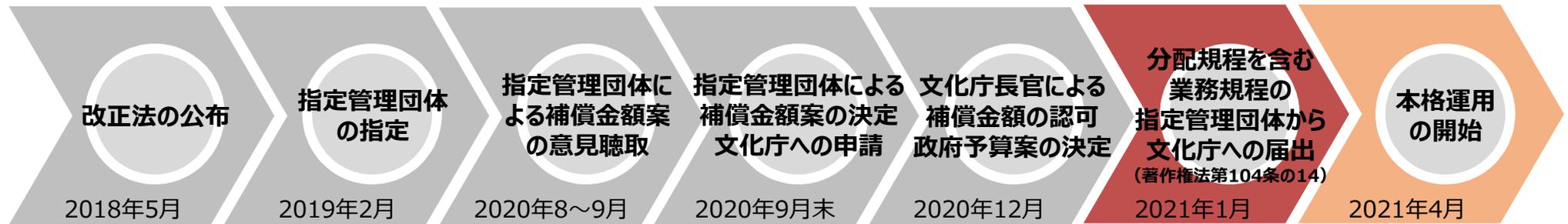
その他 有識者 関係団体 等

著作権法第35条運用指針の主な内容

用語	対象の例	対象外の例
公衆送信	学外に設置されているサーバーに保存された著作物の送信 多数の履修者等への著作物のメール送信	学校の同一の敷地内に設置されているサーバーを用いて行われる校内での送信 (公衆送信に該当せず、無許諾・無償。)
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、 公民館、博物館、美術館、図書館 等	営利目的の会社や個人経営の教育施設 企業等の研修施設
授業	講義、実習、演習、ゼミ、部活動、課外活動、 学校が主催する公開講座	教職員会議、保護者会
教育を担任する者	教諭、教授、講師、教員等 教諭等の指示を受けて公衆送信を行う補助者	(教育委員会)
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目履修生、受講者等 履修者等の求めに応じ公衆送信を行う補助者	
必要と認められる限度	クラス単位や授業単位までの数の複製・送信 授業参観の参加者への資料の複製・送信	(ウェブサイト等での一般公開)
著作権者の利益を不当に害する場合	(不当に害する可能性が低い例) ● 採択された検定教科書の当該教科履修期間における複製・公衆送信 ● 短歌や写真等の1著作物の全部の複製・公衆送信	(不当に害する可能性が高い例) ● 学習用の市販のソフトウェアを1ライセンスのみ購入し、児童・生徒に公衆送信 ● ドリルや問題集を購入の代替となるような態様で複製・配信

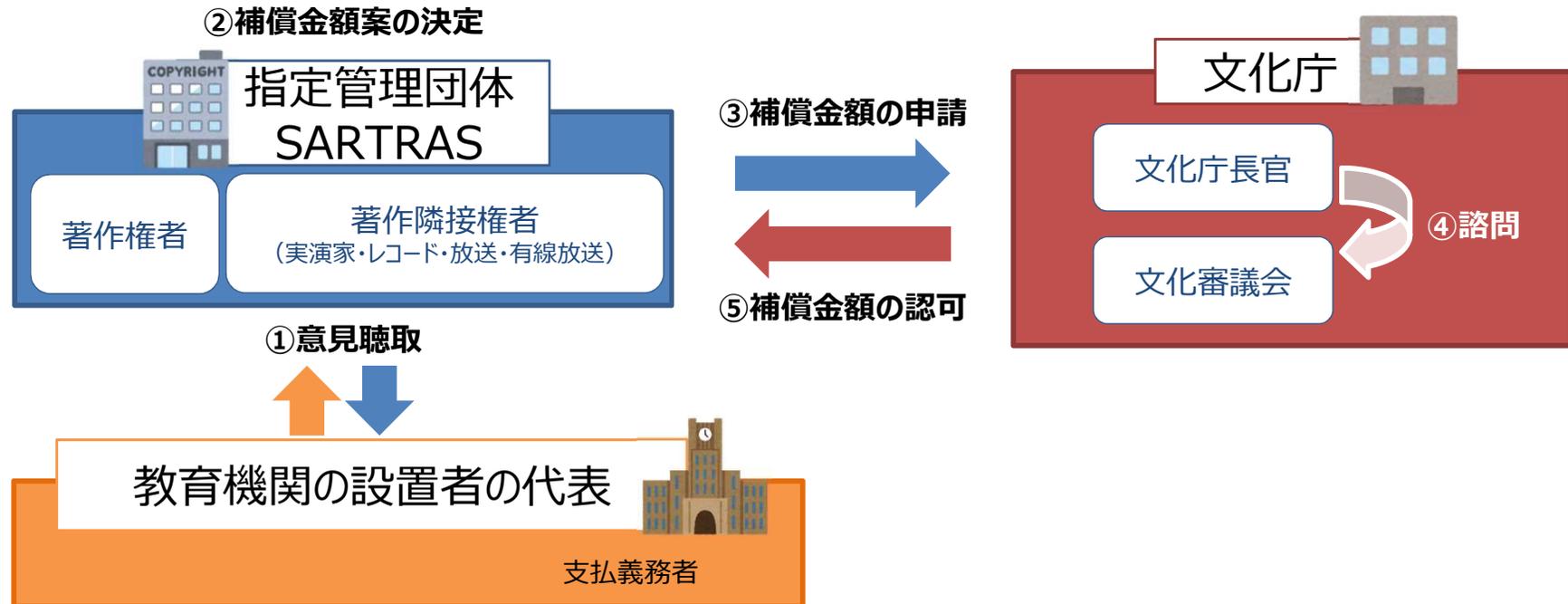
授業目的公衆送信補償金制度の本格運用までの流れ

本格実施までのプロセス



※2020年4月28日に早期施行。2020年度に限り補償金額は零円。

補償金額の決定プロセス (著作権法第104条の13)



認可された補償金額の概要



- **意見聴取期間** 2020年8月6日～9月23日
- **認可申請** 2020年9月30日 ⇒ **12月18日 文化庁長官認可**
- **認可された補償金額**

■ 補償金の料金体系と金額

- ① 学校種別の**年間包括料金**（**公衆送信の回数は無制限**）
授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額
 - 大学 **720円**（月平均60円）
 - 高校 **420円**（月平均35円）
 - 中学校 **180円**（月平均15円）
 - 小学校 **120円**（月平均10円）
 - 幼稚園 **60円**（月平均 5円）
 - 社会教育施設、公開講座等
30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、**授業毎に300円**
- ② 公衆送信の都度支払う場合の料金
1回・1人当たり10円
（対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎）
※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

■ 補償金額の算出根拠

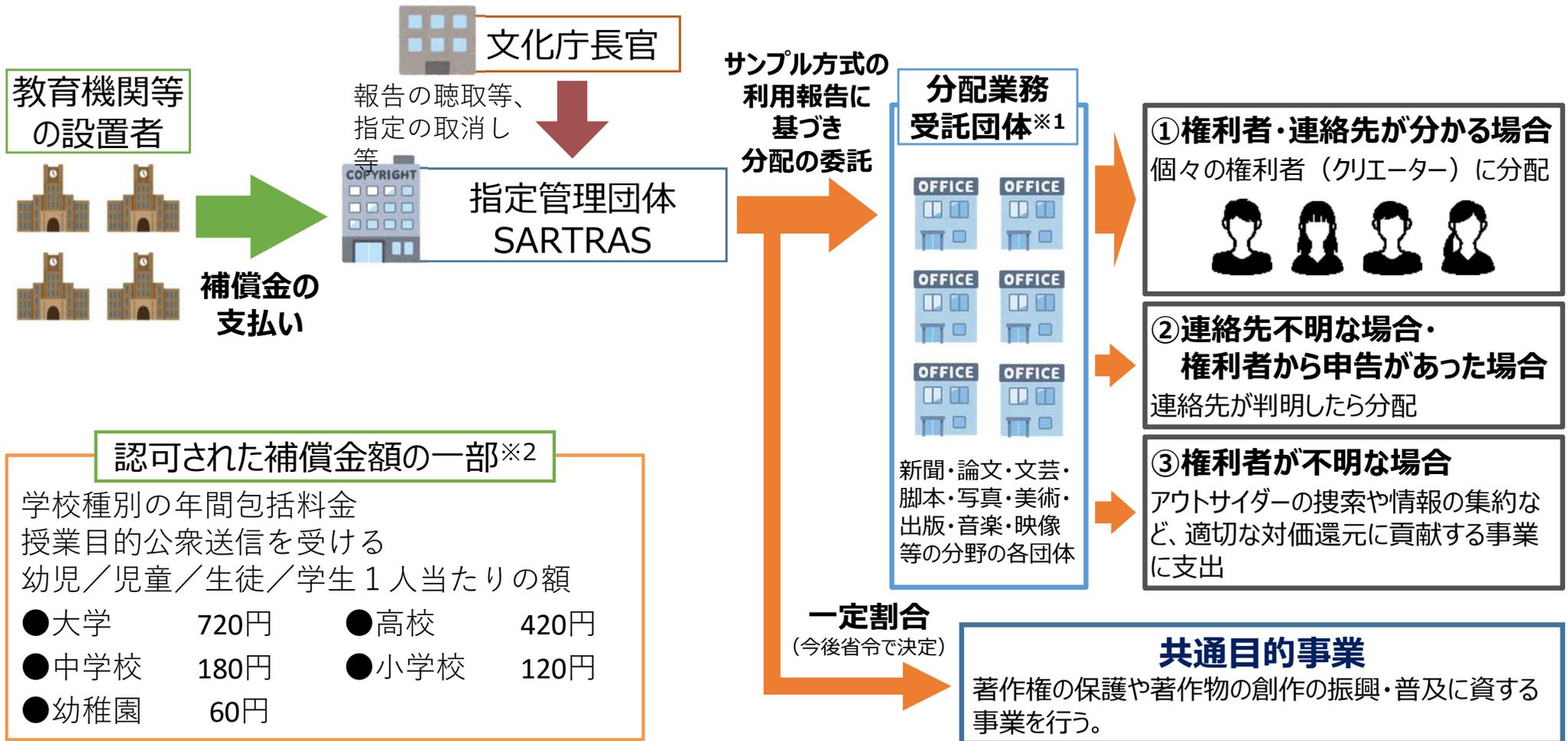
著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

補償金の分配スキームの概要（案）

サンプル方式による利用報告に基づき、著作物の分野毎の著作権等管理事業者等に補償金の分配を委託し、受託団体ができる限り個別の権利者に分配。権利者に分配できない場合が一定程度あることを踏まえ、クリエイターや教育全体の利益に資する事業に支出。

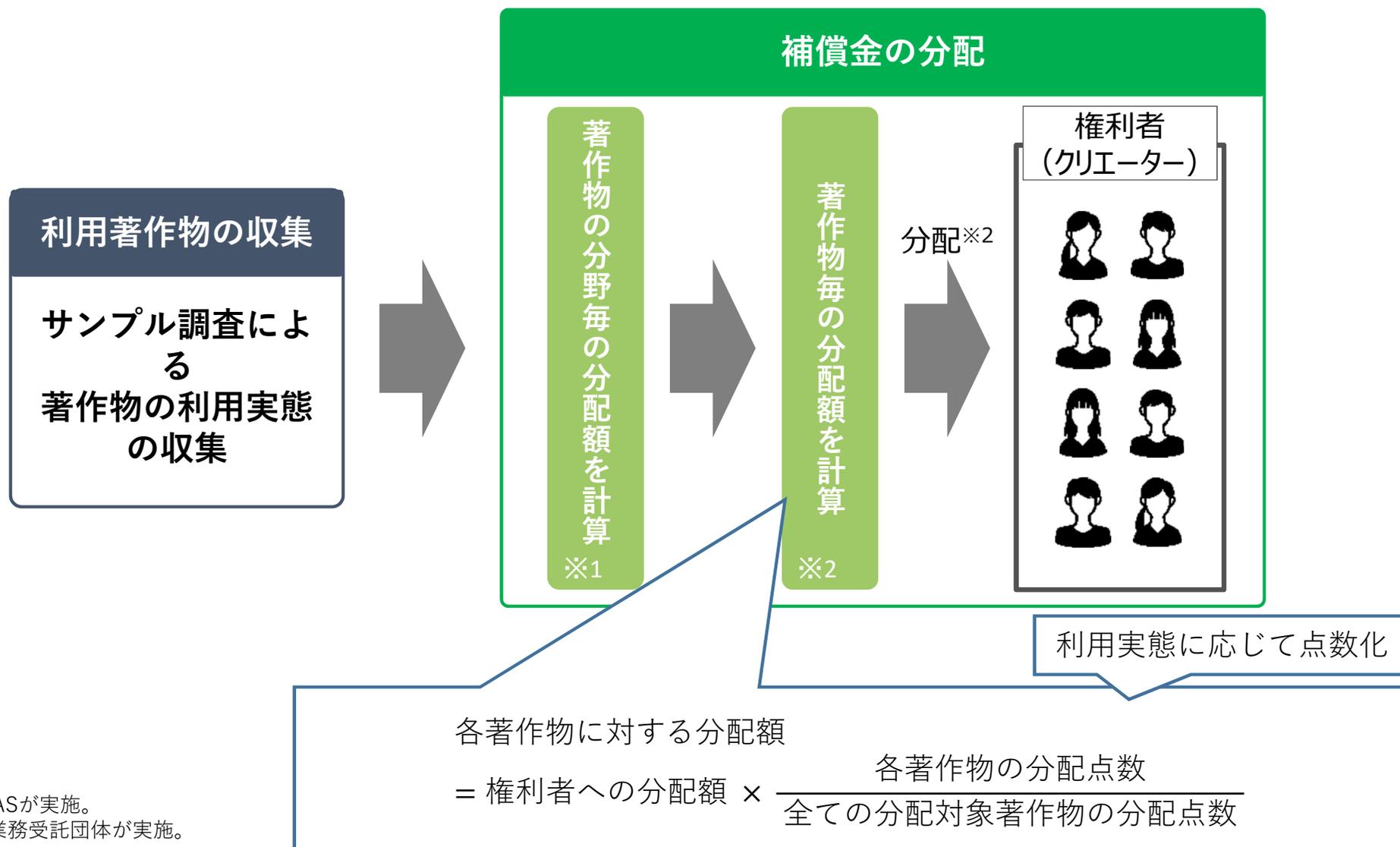


※1：権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有する著作権等管理事業者又は権利者団体。分野を網羅する団体がない場合は、その設立支援を行う。

※2：学校種別の詳細な補償金額は補償金規定を参照。

サンプル調査を基にした補償金分配の概要

- 利用申請のあった教育機関から調査対象教育機関を選び出し、指定の1~3ヶ月に利用された全ての著作物を収集。これを年に約1,000の教育機関に実施（予定）。
（1教育機関当たり約10年に一度の調査）



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（2020年4月20日閣議決定）

IV. 強靱な経済構造の構築

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

・ 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行（文部科学省）

○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

（5）オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日（平成30年5月25日）から3年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

・ 文部科学省における支援の検討状況

文部科学省では、認可された補償金額をベースとして、公立学校等については地方財政措置を要望、国立大学等や私立学校等については、運営費交付金や私学助成といった基盤的経費の2021年度予算案に補償金の支払いに必要な経費を計上。

お知らせ

- 文化庁 授業目的公衆送信補償金の額の認可について
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92728101.html>



←補償金額の認可の内容等についてはこちら

- 指定管理団体（SARTRAS） 認可関係資料
<https://sartras.or.jp/ninka/>



←補償金規程等についてはこちら

- 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
「改正著作権法第35条運用指針(令和3（2021）年度版）」を公表
<https://forum.sartras.or.jp/info/005/>



←授業を目的とする著作物利用に関するガイドラインはこちら

図書館関係の権利制限規定の見直し (デジタル・ネットワーク対応) について

背景

- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化。
- 「知的財産推進計画2020」（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）において、図書館関係の権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについて明記。

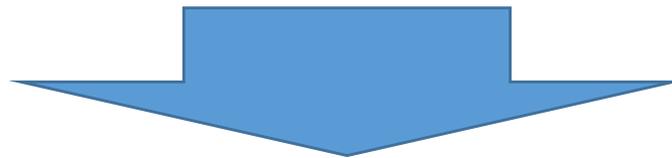
文化審議会における検討

- 今年8月から、文化審議会著作権分科会の下に専門のワーキングチームを設置して集中的に検討。
- 幅広い関係者（図書館等関係者、研究者、権利者・出版社）からのヒアリングを行った上で、①国民の情報アクセスの充実と、②権利者の利益保護のバランスに留意しつつ検討。
- 11月13日、ワーキングチームの報告書を取りまとめる。その後、12月4日に法制度小委員会で中間まとめを取りまとめる。
- その後、パブリックコメントを行った上で、1月15日に法制度小委員会で報告書を取りまとめる。
- 今後、文化審議会著作権分科会としての報告書をとりまとめ、次期常会への法案提出を目指す。

(1) 入手困難資料へのアクセス容易化

【現行規定・課題】

- 絶版等により一般に入手困難な資料（入手困難資料）について、国立国会図書館が公共図書館や大学図書館等にデータを送信し、それを図書館の館内で閲覧することなどが可能。
- 感染症対策等のために図書館が休館している場合や、病気や障害等により図書館に足を運べない場合、近隣に図書館が存在しない場合等には、入手困難資料の閲覧が困難。



【対応の方向性】

- 国立国会図書館が一定の要件の下で、入手困難資料のデータを各家庭等に対しても送信できるようにする（国民は図書館に行かずとも入手困難資料が閲覧できるようになる）。
- その際、権利者保護の観点から、送信対象資料の厳格な絞り込み、利用者のID・パスワードによる管理、データのダウンロード防止などの措置を講ずる。

(1) 入手困難資料へのアクセス容易化

【制度設計等】

< 権利者保護のための措置 >

- ・ 送信対象資料の厳格な絞り込み（当事者間協議に基づく現行の運用を尊重）
（※）具体的な運用については、国立国会図書館、出版社・権利者、文化庁、有識者を交えて議論
- ・ 利用者をID・パスワードなどにより管理
（※）ID・パスワードなどの取得・登録時に、利用者に利用規約等への同意を求め、不正利用等を防止
- ・ データのダウンロードは不可（流出防止）
（※）紙媒体でのプリントアウトは可能とする（データの不正拡散の懸念が少ない）
（※）具体的なシステムの在り方については、国立国会図書館とも相談しつつ検討

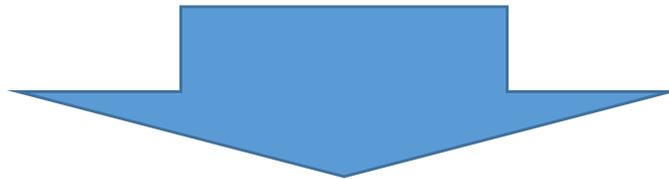
< 受信者側で可能とする行為 >

- ・ 受信者が自ら閲覧するためのプリントアウト（複製）
（※）私的使用目的の複製（法第30条第1項）など現行権利制限規定で認められている行為に該当しない場合（例：業務目的の複製）に対応（仮に流出させた場合には目的外使用として違法）
- ・ 国立国会図書館からの送信を受信して行う公の伝達
（※）図書館等以外の場（例：公民館）における公の伝達も幅広く認める一方、非営利・無料で行うことなど、権利者の利益を不当に害しないような要件を課す

(2) 図書館資料の送信サービスの実施

【現行規定・課題】

- 国立国会図書館や公共図書館・大学図書館等は、利用者の求めに応じて、著作物の一部分を複製して提供することが可能。
- F A Xやメールなどによる送信（公衆送信）を行うことはできないため、遠隔地等からの簡易・迅速な資料の入手が困難。



【対応の方向性】

- 権利者保護のための厳格な要件設定及び権利者への対価還元を行うこと前提に、国立国会図書館や公共図書館・大学図書館等が、利用者の求めに応じて、著作物の一部分をF A Xやメールなどで送信できるようにする。
- 具体的には、正規の電子出版等の市場を阻害しない要件設定、データの流出防止措置、送信サービスが実施できる図書館等の限定を行うとともに、個別的就つ逸失利益を補填できるだけの水準の補償金により著作権者・出版社への対価還元を行う。

(2) 図書館資料の送信サービスの実施

【制度設計等】

< 権利者保護のための措置 >

- ・ 正規の電子出版等の市場を阻害しないよう要件を付加（「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、送信できないようにする）
 - (※) 具体的な解釈・運用は、文化庁の関与の下、幅広い関係者（図書館等関係者、利用者、出版社・権利者、流通業者など）や中立的な第三者（有識者など）を交えて、ガイドラインを作成
 - (※) 「著作物の一部分」という骨格は維持しつつ、権利者の利益を不当に害しないものとして関係者が合意したものについては、特例的に全部複製を可能とする措置（政省令等で追加）を検討
- ・ データの流出防止（図書館における人的・物的管理体制の構築、コピーガードの付加など）
- ・ 送信サービスが実施できる図書館等の限定（著作権法を遵守した厳格な運用を担保）
- ・ 権利者への対価還元（公衆送信に伴う補償金請求権の付与）
 - (※) 個別の送信ごとに徴収する料金体系とし、補償金額は権利者の逸失利益を補填できるだけの水準とする（具体的な額は指定管理団体が案を作成し、文化庁長官が認可）
 - (※) 著作権者と出版権者（電子出版権を有する者）の双方を、補償金の受領者として位置づける。法律で直接規定することが困難な、①紙の出版権を有する者や、②出版権が設定されていない出版社の利益確保も図る必要があり、関係者間で合理的なルール作りを行うべき
- ・ 脱法行為の防止（複数回に分けて申請して全文を取得することなどが無いよう、図書館において同一の者からの申請は慎重に精査）
- ・ 契約上の義務の優先（図書館等とサービス事業者との契約上の利用条件等は遵守する必要）²³

【参考1】文化審議会のワーキング委員名簿

第20期 文化審議会著作権分科会 法制度小委員会
図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム 委員名簿
(令和2年8月27日現在)

【チーム員】

生貝 直人	東洋大学経済学部准教授
池村 聡	弁護士
◎上野 達弘	早稲田大学法学学術院教授
大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
竹内 比呂也	千葉大学副学長，人文科学研究院教授
茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
福井 健策	弁護士
○前田 哲男	弁護士
村井 麻衣子	筑波大学図書館情報メディア系准教授

※◎は座長、○は座長代理

【図書館等関係者】

- ・ 国立国会図書館
- ・ 日本図書館協会
- ・ 国公立大学図書館協力委員会
- ・ 全国美術館会議
- ・ 日本博物館協会
- ・ 図書館休館対策プロジェクト

【権利者】

- ・ 学術著作権協会
- ・ 日本写真著作権協会
- ・ 日本書籍出版協会・日本雑誌協会
- ・ 日本新聞協会
- ・ 日本美術著作権連合
- ・ 日本文藝家協会
- ・ 日本漫画家協会

◆知的財産推進計画2020 (令和2年5月27日知的財産戦略本部決定)

【本文】

絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

【工程表】

図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについては、2020年度内早期に文化審議会で検討を開始し、2020年度内に一定の結論を得て、法案の提出等の措置を講ずる。